

秋田市告示第127号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定めた景観計画を変更したので、同法第9条第8項の規定において準用する同条第6項の規定により次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年4月14日

秋田市長 穂 積 志

1 景観計画の名称

秋田市景観計画

2 景観計画区域に定める区域

秋田市全域

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課